

EECにおける投資恩典 ～ 具体的な対象業種と申請手続き

2019年2月

日本貿易振興機構（JETRO）
バンコク事務所

田口裕介

1 . BOIによる投資奨励枠組

	対象事業	根拠法・布告	業種別恩典	メリット恩典
BOI	BOI対象業種全て	投資奨励法 (BOI布告No.2/2557)	<p>A1 ~ A4類 最大8年の法人税免除 機械の輸入関税免除 輸出製品用原材料・部品の輸入税免除</p> <p>B1 ~ B2類 機械の輸入関税免除 (B1のみ) 輸出製品用原材料・部品の輸入税免除</p>	<p>○競争力強化 (R&D・研修) 法人税免除 最大3年追加</p> <p>○地方分散化 (低所得20県、SEZ、科学技術パークに進出) 法人税免除 最大3年追加 法人税減免 5年50%減免 (A1 ~ A2) 運送・電力・水道料金の2倍控除 設備設置・建設費用の25%控除</p> <p>○工業団地開発 (指定投資奨励ゾーン) に進出 法人税免除 1年追加</p>
BOI+	Target Core Technologies (8.1.1-8.1.4) + Enabling Service (5.6,7.11,7.13,7.14, 7.15,7.19)	投資奨励法改正 (BOI布告No.Sor. 1/ 2560)	最大10年の法人税免除 機械の輸入関税免除 輸出製品用原材料・部品の輸入税免除	最大13年を上限に法人税免除 科学技術パークに進出 法人税5年50%減免 その他メリット恩典 上記No.2/2557によるメリット恩典と同じ
BOI++	検討中	特定産業競争力強化法	最大15年の法人税免除 機械・輸出製品の原材料の輸入関税免除	
EEC 追加 恩典	EEC内のターゲット 産業	(BOI布告No.6/2561)	最大4年の法人税免除追加 最大5年の法人税50%減免	

JETRO 2 . EEC内の投資奨励ゾーンと、その奨励産業

No.	投資奨励地域	ターゲット産業									
		次世代自動車	スマートエレクトロニクス	観光・医療 ツーリズム	農業・バイオテクノロジー	未来食品	自動化機械 & ロボット	航空・物流	バイオ燃料 & バイオ化学	デジタル 経済	医療ハブ
1 . 特定の産業のための地区											
1	EEC-I	○	○		○		○	○	○		○
2	EEC-D									○	
3	EEC-A							○			
2 . 特定のターゲット産業のための工業団地											
1	TFD 2	○	○					○			
2	Yamato Industries	○	○								
3	Pinthong	○						○			
4	Pinthong (Laem Chabang)	○									
5	Pinthong (Project 3)	○									
6	Pinthong (Project 4)	○	○			○	○	○	○	○	
7	Pinthong (Project 5)	○	○			○	○	○	○	○	
8	Amata city		○	○			○	○		○	
9	Amata city (Project 2)	○	○	○	○	○	○	○		○	○
10	Amata city	○	○	○				○			
11	Hemaraj Rayong 36	○					○	○			
12	Hemaraj west (Map Ta Phut)								○		
13	Hemaraj	○						○		○	
14	Hemaraj (Place 2)		○					○		○	
15	Hemaraj eastern sea board (Rayong)	○	○				○				
16	Hemaraj eastern sea board (Place 2)	○	○				○				
17	Hemaraj eastern sea board (Place 3)	○					○	○			
18	Hemaraj eastern sea board (Place 4)	○					○	○			
19	Eastern sea board (Rayong)	○	○								
20	CP (Rayong)	○	○							○	○
21	Smart Park			○	○		○	○		○	○

3 . EECにおけるその他の工業団地 + 工業地区

その他の工業団地 + 工業地区	別スライドにて後述 BOI奨励業種1～8類 (約160業種)
-----------------	--------------------------------

JETRO 3 . 各投資奨励ゾーンの具体的な奨励業種と恩典

- q 2018年8月3日、BOIから各投資奨励ゾーンの奨励業種とEEC追加恩典の布告が公表
- q 各投資奨励ゾーンに、最も優遇される業種が指定 業種と立地のベストマッチが、高い恩典を得るためには重要

場所	業種	業種	通常恩典	EEC追加恩典	計	条件
EEC A	4.11.1 航空機またはその部品の製造	A1	8年(上限なし)	4年	12年	従業員の10%以上、または50人以上の実習生の活用
	4.11.3 航空機またはその部品の修理	A2	8年	4年	12年	
	4.11.5 宇宙関連機器の製造	A1	8年(上限なし)	4年	12年	
	4.11.6 宇宙関連オペレーション・システム	A1	8年(上限なし)	4年	12年	
	4.11.2 航空機内用品または器具	A3	5年	2年+5年半減	7年+5年半減	
	7.3.4 航空輸送	A3	5年	2年+5年半減	7年+5年半減	
	7.9.1.7 航空または宇宙工業団地または工業地区	A3	5年	2年+5年半減	7年+5年半減	
	8.1 技術開発	8類	10年	1年	11年	
	5.6 電子設計	A1	8年(上限なし)	1年	9年	
	7.11 研究開発	A1	8年(上限なし)	1年	9年	
EECi	7.13 エンジニアリング・デザインサービス	A1	8年(上限なし)	1年	9年	従業員の5%以上、または25人以上の実習生の活用
	7.14 理科学実験サービス	A1	8年(上限なし)	1年	9年	
	7.15 計測器校正サービス	A1	8年(上限なし)	1年	9年	
	7.19 職業訓練学校(科学・技術分野に限る)	A1	8年(上限なし)	1年	9年	
	その他、BOI布告6/2561添付リスト3掲載の業種			3年半減		
	8.1 技術開発	8類	10年	3年	13年	
	5.6 電子設計	A1	8年(上限なし)	3年	11年	
	7.11 研究開発	A1	8年(上限なし)	3年	11年	
7.13 エンジニアリング・デザインサービス	A1	8年(上限なし)	3年	11年		
7.14 理科学実験サービス	A1	8年(上限なし)	3年	11年		
7.15 計測器校正サービス	A1	8年(上限なし)	3年	11年		
7.19 職業訓練学校(科学・技術分野に限る)	A1	8年(上限なし)	3年	11年		

JETRO 4 . 各投資奨励ゾーンの具体的な奨励業種と恩典

場所	業種	業種	通常恩典	EEC追加 恩典	計	条件
EECi	1.12 天然材料からの有効成分 (Active Ingredient) の製造	A2	8年	4年	12年	従業員の 10%以上、 または50人 以上の実習 生の活用
	1.16.2 農産品のスクラップ、ゴミ、廃棄物を含む農産品からの燃料の製造	A2	8年	4年	12年	
	1.18 医療食品 または栄養補助食品 の製造	A2	8年	4年	12年	
	4.5.1 エンジニアリング・デザイン工程を有する自動化機械 / 装置 の製造	A1	8年 (上限なし)	4年	12年	
	4.11.5 宇宙関連機器の製造	A1	8年 (上限なし)	4年	12年	
	4.11.6 宇宙関連オペレーション・システム	A1	8年 (上限なし)	4年	12年	
	5.1.1.1 製造過程に設計があるもの	A2	8年	4年	12年	
	5.3.2.1 光ファイバー / ワイヤレス通信に使用される発光、送信、受信機器の製造	A2	8年	4年	12年	
	5.3.3 工業・農業用電子制御および測定機器の製造	A2	8年	4年	12年	
	5.4.3.1 光ファイバーおよびワイヤレス通信における発光、送信、受信機器部品の製造	A2	8年	4年	12年	
	5.4.4 工業用、農業用、医療 / 科学機器用、乗り物用電子制御、測定機器部品の製造	A2	8年	4年	12年	
	5.6 電子設計	A1	8年 (上限なし)	4年	12年	
	5.7.1 組み込みソフトウェア開発	A1	8年 (上限なし)	4年	12年	
	5.7.3 高付加価値ソフトウェアの開発	A1	8年 (上限なし)	4年	12年	
	6.2.1 環境にやさしい化学品 / ポリマーの製造など	A2	8年	4年	12年	
	7.1.1.2再生エネルギーによる電力 / スチームの製造	A2	8年	4年	12年	
	7.9.2.1科学技術パーク	A1	8年 (上限なし)	4年	12年	
	7.11 研究開発	A1	8年 (上限なし)	4年	12年	
	7.12 バイオ・テクノロジー	A1	8年 (上限なし)	4年	12年	
	7.13 エンジニアリング・デザインサービス	A1	8年 (上限なし)	4年	12年	
7.14 理科学実験サービス	A1	8年 (上限なし)	4年	12年		
7.15 計測器校正サービス	A1	8年 (上限なし)	4年	12年		
7.19 職業訓練学校 (科学・技術分野に限る)	A1	8年 (上限なし)	4年	12年		

JETRO 5 . 各投資奨励ゾーンの具体的な奨励業種と恩典

場所	業種	業種	通常恩典	EEC追加 恩典	計	条件
EECi	1.2 動植物の品質改良（バイオテクノロジー以外）	A3	5年	2年+5年半減	7年+5年半減	従業員の10%以上、または50人以上の実習生の活用
	1.9 加工澱粉または特殊な植物からの製粉	A3	5年	2年+5年半減	7年+5年半減	
	1.23 最新農業技術を利用した製品の製造/最新農業技術に関連したサービスの提供	A3	5年（上限なし）	2年+5年半減	7年+5年半減	
	4.5.2 機械、部品の製造および/または金型の修理	A3	5年	2年+5年半減	7年+5年半減	
	4.5.4 ロボット自動化装、および/または部品組み立て	A3	5年	2年+5年半減	7年+5年半減	
	5.1.1.2 先進技術の電気製品製造（製造過程に設計なし）	A3	5年	2年+5年半減	7年+5年半減	
	5.9 デジタル技術サービス	A3	5年	2年+5年半減	7年+5年半減	
	6.2.2 環境にやさしいポリマーからの製品の製造	A3	5年	2年+5年半減	7年+5年半減	
	その他、BOI布告6/2561添付リスト3掲載の業種			3年半減		従業員の5%以上、または25人以上の実習生活用
EECd	8.1.4 デジタル技術開発	8類	10年（上限なし）	3年	13年	従業員の10%以上、または50人以上の実習生の活用
	5.6 電子設計	A1	8年（上限なし）	3年	11年	
	7.11 研究開発	A1	8年（上限なし）	3年	11年	
	7.13 エンジニアリング・デザインサービス	A1	8年（上限なし）	3年	11年	
	7.14 理科学実験サービス	A1	8年（上限なし）	3年	11年	
	7.15 計測器校正サービス	A1	8年（上限なし）	3年	11年	
	7.19 職業訓練学校（科学・技術分野に限る）	A1	8年（上限なし）	3年	11年	
	5.6 電子設計	A1	8年（上限なし）	4年	12年	
	5.7.1 組み込みソフトウェア開発	A1	8年（上限なし）	4年	12年	
	5.7.3 高付加価値ソフトウェアの開発	A1	8年（上限なし）	4年	12年	
	7.9.2.2 ソフトウェア工業団地/ソフトウェアパーク	A1	8年（上限なし）	4年	12年	
	7.9.2.3 データセンター	A1	8年（上限なし）	4年	12年	
	7.9.2.4 イノベーション・インキュベーション・センター	A1	8年（上限なし）	4年	12年	
	7.10 クラウド・サービス	A1	8年（上限なし）	4年	12年	
	7.11 研究開発	A1	8年（上限なし）	4年	12年	
	7.13 エンジニアリング・デザインサービス	A1	8年（上限なし）	4年	12年	
	7.14 理科学実験サービス	A1	8年（上限なし）	4年	12年	
	7.15 計測器校正サービス	A1	8年（上限なし）	4年	12年	
	7.19 職業訓練学校（科学・技術分野に限る）	A1	8年（上限なし）	4年	12年	
	5.7.2 企業アプリ/ソフト/デジタルコンテンツの開発	A3	5年（上限なし）	2年+5年半減	7年+5年半減	
5.9 デジタル技術サービス/ソフト・プラットフォーム	A3	5年	2年+5年半減	7年+5年半減		

JETRO 6 . 各投資奨励ゾーンの具体的な奨励業種と恩典

場所	業種	業種	通常恩典	EEC追加 恩典	計	条件
EECd	5.6 電子設計	A1	8年(上限なし)	1年	9年	プロジェクト 従業員の5% 以上、または 25人以上の実 習生の活用
	7.11 研究開発	A1	8年(上限なし)	1年	9年	
	7.13 エンジニアリング・デザインサービス	A1	8年(上限なし)	1年	9年	
	7.14 理科学実験サービス (Scientific Laboratory)	A1	8年(上限なし)	1年	9年	
	7.15 計測器校正サービス (Calibration)	A1	8年(上限なし)	1年	9年	
	7.19 職業訓練学校 (科学・技術分野に限る)	A1	8年(上限なし)	1年	9年	
	8.1.1 バイオ・テクノロジー開発	8類	10年(上限なし)	1年	11年	
	8.1.2 ナノ・テクノロジー開発	8類	10年(上限なし)	1年	11年	
	8.1.3 最先端素材の技術開発	8類	10年(上限なし)	1年	11年	
	その他、BOI布告6 / 2561添付リスト3掲載の業種				3年半減	
ターゲット 産業のための 工業団地 (21ヶ所)	8.1 技術開発	A1	10年(上限なし)	2年	12年	プロジェクト 従業員の10% 以上、または 50人以上の実 習生の活用
	5.6 電子設計	A1	8年(上限なし)	2年	10年	
	7.11 研究開発	A1	8年(上限なし)	2年	10年	
	7.13 エンジニアリング・デザインサービス	A1	8年(上限なし)	2年	10年	
	7.14 理科学実験サービス (Scientific Laboratory)	A1	8年(上限なし)	2年	10年	
	7.15 計測器校正サービス (Calibration)	A1	8年(上限なし)	2年	10年	
	7.19 職業訓練学校 (科学・技術分野に限る)	A1	8年(上限なし)	2年	10年	
	その他、BOI布告6 / 2561添付リスト2掲載の業種				5年半減	
	8.1 技術開発	A1	10年(上限なし)	1年	11年	
	5.6 電子設計	A1	8年(上限なし)	1年	9年	
7.11 研究開発	A1	8年(上限なし)	1年	9年	プロジェクト 従業員の5% 以上、または 25人以上の実 習生の活用	
7.13 エンジニアリング・デザインサービス	A1	8年(上限なし)	1年	9年		
7.14 理科学実験サービス (Scientific Laboratory)	A1	8年(上限なし)	1年	9年		
7.15 計測器校正サービス (Calibration)	A1	8年(上限なし)	1年	9年		
7.19 職業訓練学校 (科学・技術分野に限る)	A1	8年(上限なし)	1年	9年		
その他、BOI布告6 / 2561添付リスト2掲載の業種				5年半減		
8.1 技術開発	A1	10年(上限なし)	1年	11年		
5.6 電子設計	A1	8年(上限なし)	1年	9年	プロジェクト 従業員の5% 以上、または 25人以上の実 習生の活用	
7.11 研究開発	A1	8年(上限なし)	1年	9年		
7.13 エンジニアリング・デザインサービス	A1	8年(上限なし)	1年	9年		
7.14 理科学実験サービス (Scientific Laboratory)	A1	8年(上限なし)	1年	9年		
7.15 計測器校正サービス (Calibration)	A1	8年(上限なし)	1年	9年		
7.19 職業訓練学校 (科学・技術分野に限る)	A1	8年(上限なし)	1年	9年		
その他、BOI布告6 / 2561添付リスト3掲載の業種				3年半減		

タイ政府指定の人材育成プログラムに則り、投資事業内容に応じて、必要な数の研修生を受け入れること(以下、参照)

1) 官民連携による職業訓練制度

- 実施内容:官民連携による職業訓練制度。専門学校生などが、在学中の一定期間(全就学期間の半分以上)、企業に研修生として所属、職業訓練を受ける。当該研修は、研修生が所属する学校の授業の一環と認識され、単位との互換性がある。
- 管轄機関:Office of Vocational Education Commission
- 相談窓口:教育省 02-281-5555(ext. 1013, 1014)

2) 官民連携による高等教育訓練制度

- 実施内容:官民連携による高等教育訓練制度。高等教育就学中の学生が、一定期間(最低4ヶ月以上)、企業に研修生として所属し、研修を受ける。当該研修は、研修生が所属する学校の授業の一環と認識され、単位との互換性がある。
- 管轄機関:Office of the Higher Education Commission
- 相談窓口:同機関 02-039-5552

3) サタヒーブモデル

- 実施内容:サタヒーブ技術大学のイニシアチブによる職業訓練制度。EECにおけるターゲット産業に必要な人材を、教育機関、企業、研究機関による連携で育成。
- 関係機関:EEC事務局、Office of Vocational Education Commission、Office of the Higher Education Commission、BOI

4) タレント・モビリティ・プログラム

- 実施内容:国立の大学や研究機関の研究者を民間企業へ一定期間派遣、以下 ~ 分野にて、企業の競争力強化に活かす。研究開発(R&D)、技術・エンジニアリング、試験・基準、テクノロジー・イノベーション
- 管轄機関:National Science Technology and Innovation Policy Office
- 相談窓口:同機関 02-160-5432(ext. 219)

5) WiLプログラム

- 実施内容:「工場の中の学校」をコンセプトに、企業と管轄機関が連携してプログラムを実施、現場研修を行う
- 管轄機関:National Science Technology and Innovation Policy Office
- 相談窓口:同機関 02-160-5432(ext. 307)

BOI担当官へのヒアリング(18年11月時点)による、具体的な申請手続(以下参照)

申請する時

「EECにおける追加特典を希望する場合、通常のBOI申請と同時(または事後)に『EEC追加特典申請書』をBOIに(2019年末締切)。同申請書には、以下を含むこと」

- 投資申請事業の概要、実施場所、研修生の人数、研修内容等
- 投資申請事業は、EECターゲット産業に属し、EEC域内で要実施
- 添付資料として、連携する教育機関との「覚書」

承認されたら

「上記EEC追加特典が承認されたら、それから2年以内に研修を要開始。また5年以内に、研修の実施報告をBOIに要提出」

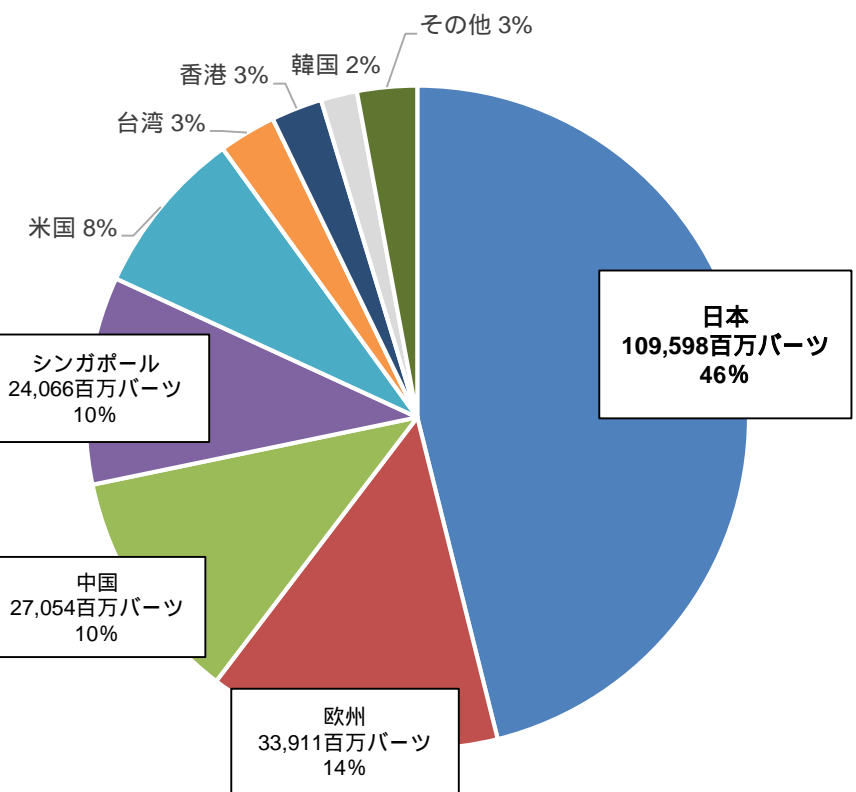
研修内容は？

前スライド記載のプログラムを要実施。ただ、企業が主体的に実施する研修であれば、政府指定のプログラムに限らない。連携する教育機関も、EEC域外にあっても良い」

9. 最近のEEC地域への投資動向

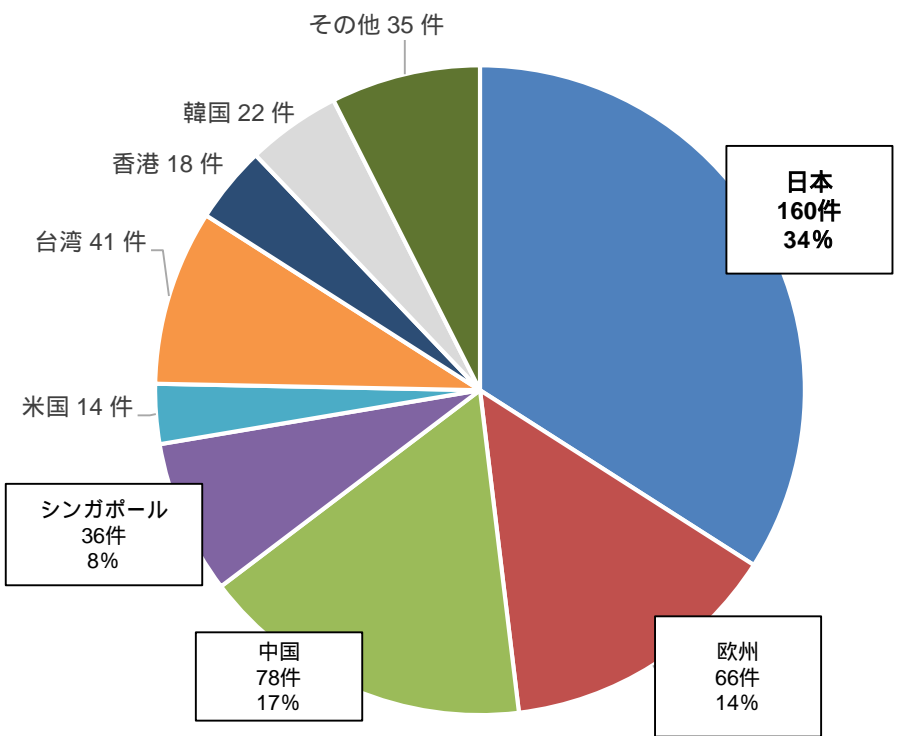
- EEC（ラヨン・チョンブリ・チャチェンサオの3県）には、既に多くの日系企業が進出し、一大産業集積地を形成
JETRO調査では、EEC地域に本社がある日系企業数は「1,016社」（2017年5月時点）
- 足もとの投資動向（2017年から2018年9月まで）を国別でも、EEC地域への投資金額・投資件数ともに依然として日本が他を圧倒する最大の投資国

EECへの投資申請金額 (2017-2018年9月まで)



出所: BOI資料よりJETRO作成

EECへの投資申請件数 (2017-2018年9月まで)



出所: BOI資料よりJETRO作成

EECワークショップ（8月10日）

在タイ日系企業で、EEC投資に関心を有する企業に「一問一答」セミナー開催
実務的な投資手続などをタイ政府（EEC事務局、BOI、歳入局、IEAT）が説明



JETROウェブサイト
「EEC政策について」

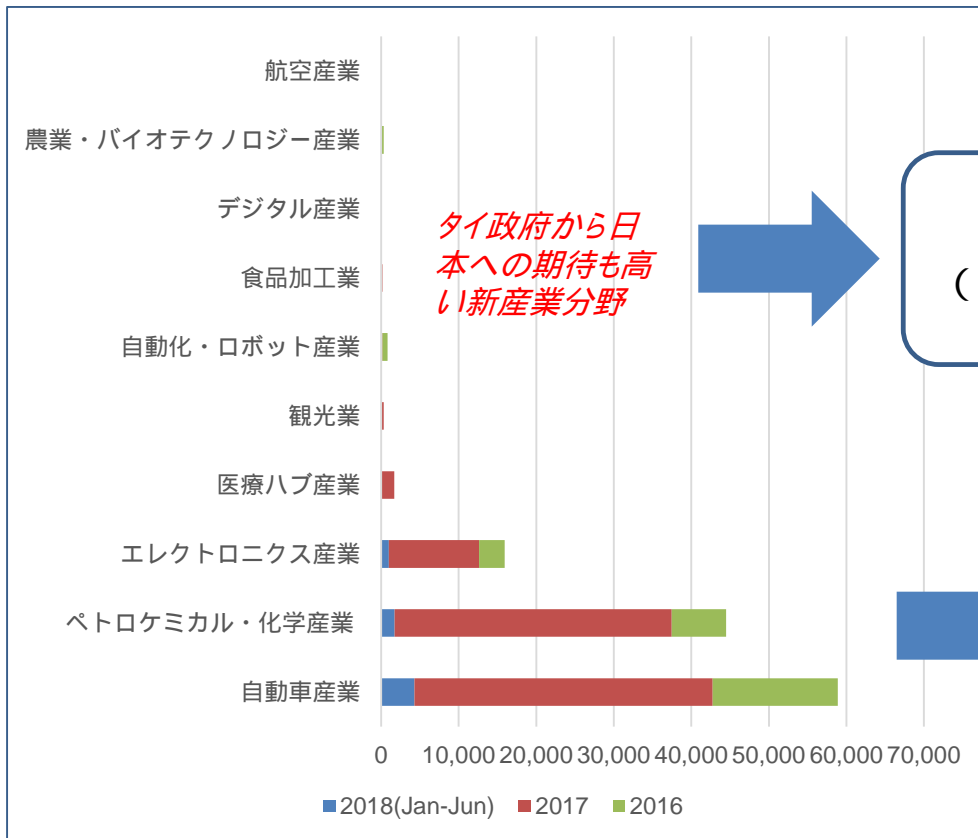
EEC事務局とJETROの覚書締結（10月5日）

在タイ日系企業の再投資支援、また新産業における新規投資支援（以下参考）

JETROビジネス短信
「EEC事務局との
覚書締結」



EECにおける日系企業によるBOI投資申請額（単位：100万THB）



タイ政府から日
本への期待も高
い新産業分野

新産業における新規投資
（例：航空機部品、医療機器、ロボット）

在タイ日系企業の再投資支援
（高機能化、R&D拠点化）

ありがとうございました。